

大東監告示第2号

定期監査等結果に対する措置の状況について

令和4年度第1回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

令和5年2月21日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 大東真司

【担当 監査委員事務局】

令和4年度第1回 定期監査等の結果に対する措置の状況

◆総務部

【総務課、人事課、財産管理課】

監査委員 指摘事項
<p>(1) 随意契約について</p> <p>自治体の契約は、競争入札で行うのが原則であり、地方自治法施行令第167条第1項各号に該当する場合のみ随意契約できるとされる。契約締結の起案書には該当する条項とその理由を記載しておくべきである。</p> <p>しかるに他の条項が該当すると思われる場合においても「その性質又は目的が競争入札に適しない」とする同項第2号に該当するとした事案や、市で同項第1号に該当する場合は、他の条項に該当する場合であっても第1号が優先するという取り決めにもかかわらず、第1号該当としていない事例、第1号が該当するように意図的に契約を分割しているとみられかねない事例が見られた。</p> <p>この背景としては職員が随意契約の根拠法とその解釈を十分に理解していないことが原因と思われるので、決裁権者、文書主任はもとより、職員全体が随意契約を締結できる場合の根拠をより正確に理解し、適切な理由による随意契約の締結事務を執行されたい。</p> <p>なお、このことは総務部だけでなく、市全体においても程度の差こそあれ、同様の傾向が見られ、契約事務を統括する財産管理課においては、市全体に対する周知を徹底されたい。</p>
総務課 措置状況
ご指摘を踏まえ、課の職員に対し、改めて会計規則等の遵守について周知徹底を図ったところです。今後は、随意契約理由の記載について、「随意契約ガイドライン（通知）」を参考に、適切な契約事務の執行に努めてまいります。
人事課 措置状況
情報機器作業検診（VDT 検診）については、委託料が50万円以下のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号での随意契約とするよう改めたところです。その他各種健康診断事業については、過去の実績や一定の質の確保等をふまえ、総合的に勘案したうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号での随意契約としているところです。今後、業務の性質を十分に精査し、随意契約とする場合は、その随意契約理由を起案に明記してまいります。
財産管理課 措置状況
随意契約については、「随意契約ガイドラインについて（通知）（平成25年9月19日付大東契第39号）」の周知徹底を図るとともに、適切な理由による随意契約がなされるよう、事務決裁等の機会を通じて必要な指摘や説明等を行っているところでございます。

【人事課、財産管理課】

監査委員 指摘事項
<p>(2) 適切な契約について</p> <p>定期健康診断で実施している血液オプション検査は、この検査の単価に定期健康診断を受診した人数を乗じて得た額を受託者に支払っており、血液オプションを利用していない者の料金も支払っていることになっている。このことは適正な公金支出と言えないことから、善処を求める。</p> <p>又、シルバー人材センターに行わせている草刈り業務について、契約規則第25条第2項の発注見通し等の公表事務を行っていないことから、規則に反した状態を解消されたい。</p>
人事課 措置状況
<p>ご指摘を受け、定期健康診断の血液オプション検査については、令和4年度より血液オプション検査の受診者数に応じた実績払いとするよう契約を改めたところです。</p>
財産管理課 措置状況
<p>シルバー人材センターに発注している草刈り業務につきましては、今年度分より契約規則第25条第2項の規定による発注見通し等の公表手続を行っております。今後も同規則に基づき、適正に事務を執行してまいります。</p>

【総務課、人事課、財産管理課、課税課】

監査委員 指摘事項
<p>(3) 文書の取扱いについて</p> <p>文書の取扱いについては、決裁者や文書主任の認印や申請書への受付印の欠落のほか、意思決定すべき起案書で意思決定の内容が欠落していたり、随契理由を書くべきところが委託理由になっていたり、電子文書の取扱い根拠が不明確であったり、その内容は多岐にわたって不適切な事案が目立つ。これらは文書事務の基本の理解力不足と注意力の欠如が大きな要因と推測されるが、近年のD X化進展の影響も要因のひとつであると思われる。</p> <p>決裁権者や文書主任は、不適切な起案書等が回議されてきたときに不適切な箇所を指摘し、修正等必要な措置を講じなければならないが、そのチェックが不十分なものとなっているのではないかと。</p> <p>総務課は市全体の文書事務を総括する責にある。過年度における他部の定期監査においても同様の事項を指摘していることから、これまで以上に他部署に対して文書の適正化を進めていく必要がある。加えてD X化に対しても、過渡期の取扱いであっても、各方面の意見を聞きながら、適切な取扱いのルール化をタイムリーに定めて頂きたい。</p>
総務課 措置状況
<p>現在、文書の適正管理等を目的とした文書管理・電子決裁システムの導入に向け事業者と調整を進めているところであり、併せて運用ルールについて庁内全体の課題等を洗い出すため、行政サービス向上室と連携を図っております。</p> <p>今後は、組織としての文書管理レベルの向上と職員一人ひとりの文書管理スキルの向上を図るとともに、今回ご指摘いただきました箇所についても、真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。</p>
人事課 措置状況
<p>ご指摘いただいた意思決定の記載、文書主任の押印等は是正済です。その他の事項についても、適正な文書事務に係る職員の意識向上などにより、適正な文書取扱いに努めてまいります。</p>
財産管理課 措置状況
<p>文書につきましては、適切な場所に保存するとともに、作成にあたっては、決裁権者や文書主任による確認を徹底した上で、必要事項の詳細を明記するなど、事務の改善を行いました。</p>
課税課 措置状況
<p>今回の指摘事項を踏まえ、決裁時における決裁ライン及び文書主任によるチェックをさらに強化するとともに、市民に対する説明責任を果たす手段としての文書取扱いの重要性について、課内全職員を対象とする周知文書を供覧し、適正な対応の徹底を図りました。</p>

【総務課、財産管理課】**監査委員 指摘事項****(4) 例規と実務との乖離について**

例規は、職員が行うすべての事務の根拠であり、一種の業務マニュアル的性格を持つことから、例規と実務の内容は常に合致させておく必要がある。しかるに目先の事務改善を優先するあまり、実務と例規が乖離しているケースが見受けられる。例えば大東市有自動車管理規程に定める「自動車修理設計書・見積書」の事例、わが街NAV Iの設置事業における協定書と大東市広報誌広告取扱要綱との事例、指名競争入札において1社のみ参加が入札不調となる規定が定められていないなどの事例が見られた。これらにおいては、早急に実務と合致するように改正等を行うとともに、これ以外の実務においても例規と合致しているかどうか再確認されたい。

総務課 措置状況

ご指摘を受けまして、大東市有自動車管理規程に定める「自動車修理設計書・見積書」については、例規を改正し適正化を図ったところです。また、わが街NAV Iの設置事業における協定書のご指摘については、次回締結時までの改正に向けて手続きを進めるとともに、これら以外の実務においても実務との乖離の有無を今一度再確認し、再発防止に努めてまいります。

財産管理課 措置状況

指名競争入札に関し、必要な規定を定めるべく検討を進めるとともに、その他の入札・契約事務においても例規と実務に乖離がないかの再確認を行った上で、事務の適正化を図っているところです。

【財産管理課】

監査委員 指摘事項

(5) 公有財産の取扱いについて 【財産管理課】

普通財産の貸付において、以前は無償であったものが有償化され、同様の用途であっても有償・無償で不公平が生じている。現在、普通財産を無償で貸し付けている事案については、今後、契約更新時等において、確実に有償化を進めていただきたい。

又、普通財産を含む公有財産においては、公有財産台帳によって管理されているが、正確に手入れが行われていない。市の公有財産の状況については、正確に市民に提供する必要があることから、正確な公有財産台帳を常時調整するとともに、決算資料である財産に関する調書にある説明資料においても、普通財産の状況について市全体の面積等だけでなく、一定のグループごとの面積や活用実態等を記載するよう工夫されたい。

財産管理課 措置状況

普通財産の貸付において、有償化が必要なものについては、現在、相手方と協議を行っているところでございます。

公有財産台帳については、更新のルール等を明確にしながら正確な手入れを行うとともに、財産に関する調書の説明資料については、普通財産の活用状況等が明確になるよう記載方法を工夫してまいります。